

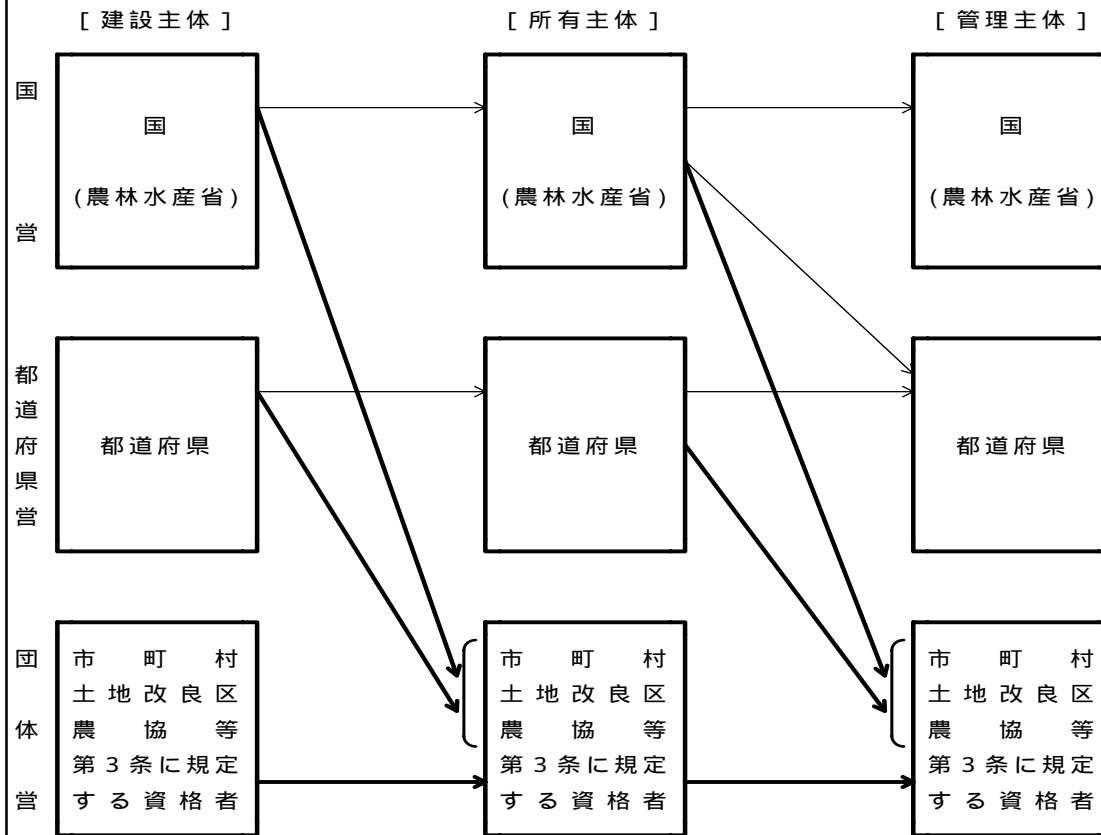
農業水利施設の維持管理

土地改良事業により造成された施設は、土地改良法及び条例に基づき維持管理されている。

造成施設の建設主体、所有主体、管理主体の一般的な関係は、以下のとおり。

国営事業による造成施設については、土地改良区等に管理委託又は譲与し、土地改良区等が管理
 都道府県営事業による造成施設については、土地改良区等に管理委託又は譲与し、土地改良区等が管理
 団体営事業による造成施設については、造成主体の土地改良区等が管理

土地改良施設の帰属主体と管理主体の関係



(注)

- 土地改良法第 9 4 条の 3 による譲与
(条件付譲与)
- 条例による譲与 (地方自治法)
- 土地改良法第 8 5 条による直轄管理
- 土地改良法第 9 4 条の 6 による管理委託
- 土地改良法第 9 4 条の 1 0
又は条例による管理委託
- 土地改良法第 5 7 条による管理
(造成主体の管理義務)